

令和2年（2020年）4月28日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

令和2年度 当面（5月7日以降）の本市の教育活動における基本的な方針について

平素より、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、「令和2年度 当面（4月13日から5月6日まで）の本市の教育活動における基本的な方針について」（令和2年4月7日 八王子市教育委員会）にて、臨時休業期間の延長についてお知らせしたところです。

現在、東京都では「いのちを守る STAY HOME 週間」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を進めており、保護者の皆様にもご協力いただいていることと存じます。

現在、様々な取組の効果が検証されているところであり、令和2年4月7日（火）に出された緊急事態宣言が解除されるか、延長されるかという正確な情報は入っておりません。

しかし、大型連休後の本市としての方針の原則を示しておかなければ、学校の準備が整わず、児童・生徒、保護者の皆様の見通しも立たないと考えられることから、国や東京都の動きに先んじて、以下のとおり令和2年5月7日（木）以降の本市としての方針を立てました。

- 1 児童・生徒の感染防止等を目的として、臨時休業期間を令和2年5月17日（日）まで延長する。
- 2 令和2年5月7日（木）、8日（金）に副教材や課題等を配布する個別・分散登校日を設けることを可能とする。
- 3 令和2年5月11日（月）から15日（金）までを個別・分散登校期間として、週に1回、健康観察及び課題等の配布、回収を行う機会を設ける。
- 4 令和2年5月18日（月）から学校での教育活動が再開できるよう準備を進める。しかし、感染状況等により再開が困難であると判断した場合は、1週間ずつ再開を遅らせる。その場合、個別・分散登校期間を1週間ずつ延長する。

個別・分散登校には慎重な考えもあることと思います。

しかし、令和2年3月2日（月）から続く臨時休業期間により、本来、児童、生徒が学習しなければならない内容が全く指導できない状態となっており、これ以上学習が遅れることは、児童・生徒の将来に大きな影響が出ることを危惧しております。

そこで、令和2年5月7日（木）以降に臨時休業期間が延長する場合は、これまでの復習中心の課題だけでなく、教科書や副教材等を活用した新学年の学習内容に踏み込んだ課題を家庭学習に出し、児童・生徒の課題の取組状況を1学期の評価にもいかしてまいります。

そのため、副教材や課題を配布したり、回収したりする個別・分散登校は「不要・不急」ではなく、どうしても必要なものであると考えておりますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

個別・分散登校期間が長期化する場合は、各学校のホームページに課題のポイントを示す動画を公開したり、課題をダウンロードできるようにしたりするオンライン指導も取り入れてまいります。

詳細については、別紙「令和2年度 当面（5月7日以降）の教育活動について」をご覧ください。

これまで以上に家庭教育が重要になってくることと思いますが、今、心を一つにして取り組むことで学校の早期再開が近付いてくるものと考えます。

保護者の皆様のご理解、ご協力をどうぞ、よろしく願いいたします。

◎本通知の内容は、令和2年4月28日（火）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会学校教育部指導課
（電 話）042-620-7412